

2021年2月28日

企業会計基準委員会 御中

よしかわ監査会計事務所  
代表 公認会計士  
吉川 嵩悠**企業会計基準適用指針公開草案第71号（企業会計基準適用指針第31号の改正案）「時価の算定に関する会計基準の適用指針（案）」に対するコメントの提出につきまして**

企業会計基準適用指針公開草案第71号（企業会計基準適用指針第31号の改正案）「時価の算定に関する会計基準の適用指針（案）」（以下「本公開草案」という。）に対しまして、以下、コメントを提出いたします。

**質問1（投資信託財産が金融商品である投資信託における時価の算定に関する質問）**

本公開草案で提案している投資信託財産が金融商品である投資信託の時価の算定に関する取扱いについて同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

また、海外の投資信託については、時価の算定日と基準価額の算定日との間の期間が短い（通常は1か月程度と考えられるが、投資信託財産の流動性などの特性も考慮する。）場合に限り、基準価額を時価とみなすことができると提案しています。この提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

**質問1に対するコメント**

本公開草案で提案している投資信託財産が金融商品である投資信託の時価の算定に関する取扱いについて、以下を除き、同意する。

海外の投資信託について、基準価額を時価とみなすことができる場合における時価の算定日と基準価額の算定日との間の期間の猶予を、「通常は1か月程度と考えられる」場合に限るとする提案には同意しない。

同意しない理由は以下のとおりである。

- ①：「投資信託財産の流動性などの特性も考慮する」とされてはいるものの、実務上、「1か月程度」と明記された期間が機械的かつ画一的に運用される可能性が高いと考えられること。
- ②：海外の投資信託に関しては、我が国国内の投資信託と異なり、適時の基準価額の入手が困難な場合が多く想定され、時価の算定日と基準価額の算定日との間の期間が1か月程度

を超過する場合が容易かつ頻繁に想定できること。

上記の考え方にに基づき、以下をご提案申し上げたい。

海外の投資信託について、基準価額を時価とみなすことができる場合における時価の算定日と基準価額の算定日との間の期間の猶予を、「時価の算定日と基準価額の算定日との間の期間が3か月を超えない場合（ただし、投資信託財産の流動性などの特性も考慮する。）に限り、基準価額を時価とみなすことができる」旨の定めとし、より柔軟な運用が可能となるようにされてはどうか。

#### 質問2（投資信託財産が金融商品である投資信託における注記に関する質問）

基準価額を時価とみなす取扱い（本公開草案第24-3項）を適用する投資信託については、時価のレベルごとの内訳等に関する事項を注記しないこととし、当該投資信託の貸借対照表計上額の合計額等を注記することを提案しています。

また、当該投資信託については、仮に時価算定会計基準に従って時価のレベルを分類した場合、レベル3に該当することが多いと考えられるため、レベル3に該当した場合に求められる注記のうち、期首残高から期末残高への調整表を注記することを提案しています。この提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

#### 質問2に対するコメント

本公開草案の提案に同意する。

#### 質問3（投資信託財産が不動産である投資信託における時価の算定に関する質問）

現状では多様な取扱いがなされている市場価格のない投資信託財産が不動産である投資信託について、貸借対照表価額を時価に統一することを提案しています。この提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

また、貸借対照表価額を時価に統一することとした場合、本公開草案で提案している投資信託財産が不動産である投資信託の時価の算定に関する取扱いについて同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

#### 質問3に対するコメント

本公開草案の提案にいずれも同意する。

実務上の会計処理方法の統一性及び平仄性が高まることが期待される提案であり、財務情報の比較可能性を高め、投資者の意思決定有用性に資する改正提案であると考えている。

質問 4（投資信託財産が不動産である投資信託における注記に関する質問）

基準価額を時価とみなす取扱い（本公開草案第 24-9 項）を適用する投資信託については、解約等に関する制限の内容の注記を除き、投資信託財産が金融商品である投資信託と同様の注記を提案しています。この提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

質問 4 に対するコメント

本公開草案の提案のうち、解約等に関する制限の内容の注記を一律に除くこととする提案に同意しない。投資信託財産が金融商品である投資信託と投資信託財産が不動産である投資信託との間には時価算定基準適用上の差異が存在する旨を別途定性的に注記するものとするべきと考える。

同意しない理由及び上記提案の理由は以下のとおりである。

- ①：「投資信託財産である不動産については、時価の算定が時価算定会計基準の対象に含まれないことから、投資信託財産が金融商品である投資信託と同様に解約等に関する制限の内容の注記を求めたとしても、時価算定会計基準との差異を理解するための有用な情報にはならないと考えられる」とされているが、投資信託財産が金融商品である投資信託と投資信託財産が不動産である投資信託との間には時価算定基準適用上の差異が存在することを明示することは、投資者にとっての財務情報の理解可能性を高めることにつながると考えられるため。
- ②：時価算定基準等が複雑かつ高度化していく環境下において、投資者の意思決定有用性に資するための定性的な財務情報の補足説明（本コメントにおいては、投資信託財産が金融商品である投資信託と投資信託財産が不動産である投資信託との間には時価算定基準適用上の差異が存在する旨の説明）は、より積極的に行う必要があるものと考えられるため。

質問 5（貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資の時価の注記に関する質問）

本公開草案で提案している時価の注記を要しないとする取扱いについて同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

質問 5 に対するコメント

本公開草案の提案に同意する。

質問6（適用時期等に関する質問）

本公開草案で提案している適用時期等に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

質問6に対するコメント

本公開草案の提案に同意する。

質問7（その他）

その他、本公開草案に関して、ご意見がありましたら、ご記載ください。

質問7に対するコメント

いつもありがとうございます。

以上